

福知山市新文化ホール基本計画再検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和5年7月に策定した福知山市新文化ホール基本計画等（以下「基本計画等」という。）について再検討するため、福知山市新文化ホール基本計画再検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、検討するものとする。

- (1) 福知山市新文化ホールの機能、規模、場所、工程等基本計画等に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、12名以内の委員及びアドバイザー若干名をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 新文化ホール基本構想・基本計画検討委員
- (2) 市民公募委員
- (3) まちづくり関係者
- (4) 福知山市新文化ホール整備事業の推進に関する請願代表者
- (5) 新文化ホール見直しの賛否を問う住民投票を求める請願代表者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(アドバイザー)

第5条 アドバイザーは、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する検討を終了する日までとする。

(委員長等の職務)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域振興部文化・スポーツ振興課において処理す

る。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月9日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後に最初に開かれる会議は、第8条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、委員会が第2条に規定する検討を終了した日限り、その効力を失う。